

利用約款



Olympic National
GOLF CLUB

オリムピックナショナルゴルフクラブ

第1条(約款の適用)

当クラブを利用される方(会員・非会員を問わず)は当クラブ「ご来場のお客様へのお願い」による外本約款に従ってご利用頂きます。

第2条(利用契約の成立)

当クラブにおいてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、所定の署名カードに署名して下さい。それにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条(利用の拒絶)

当クラブは次の場合には利用をお断りすることがございます。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
2. ビジターについては、メンバーの同伴もしくは紹介がないとき(土日祝日)
3. 天災・降雪その他やむを得ない事情によりクラブをクローズするとき
4. 利用者が公の秩序もしくは、善良は風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
5. 常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者
6. 当クラブを利用される他のお客様に著しく不快感をあたえない為、当クラブで定めたドレスコードをお守りいただけない者
7. その他の理由により当クラブを利用されることが好ましくない事由があるとき
8. 暴力団員及びその構成員と判明した場合
9. お一人様でのプレーについてはお断りさせていただきます

第4条(休場日・開場時間)

当クラブの各施設の休場日の開場時間およびスタート時間は当クラブの定めるところによります。

(ただし、臨時的に変更することがあります。)

第5条(スタート時間)

当クラブはスタート予定時刻の30分前までに所定の署名カードに署名していただきませんと予定の時刻にスタートできない場合がございますのでご了承下さい。

第6条(利用継続の拒否)

当クラブは次の場合には利用継続をお断りすることがございます。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
2. 当クラブに対して好ましくない行為があったとき
3. 天災・降雪その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
4. 暴力団員およびその関係者が利用していると認められたとき
5. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行なうおそれがあると認められたとき
6. その他、本約款に違反したとき

第7条(金銭その他高価品)

金銭その他高価品については、その種類および価格を明示して、フロントにお預け頂かない限り責任を負いません。お預かり品は預かり証の持参人に預かり証と引き換えにお返しします。預かり証を紛失した場合は直ちに届け出て下さい。

第8条(携帯品・自動車)

携帯品や駐車場の自動車につきましても、責任を負いかねます。

第9条(ロッカーの鍵)

ロッカーの鍵は当クラブではお預かりいたしません。

第10条(プレイヤーの危険防止責任とエチケット・マナー厳守)

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレイヤーはいかなる時でもエチケット・マナーを守りキャディー又はその他の者のアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。

第11条(ティーランドにおける素振り)

素振りは、ティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではしないで下さい。

第12条(飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディー又はその他の者のアドバイスの如何にかかわらず、又セルフプレー時は特に自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

第13条(打者は前方に出ないこと)

事故防止上の為、同伴プレイヤーは打者の前方には絶対に出ないで下さい。

第14条(隣接ホールへの打ち込み)

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、プレイヤーは、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレイヤーに大声で合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに謝罪をし、速やかに移動をしてください。又自己の同伴プレイヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

《オリムピックナショナルゴルフクラブ 乗用カート利用約款》

第 1 章 総則

第1条(本約款の目的)

この約款は、当クラブ乗用カート(以下「カート」と称します)の利用に対する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

第 2 条(本基準の遵守)

カート運転者(以下「運転者」と称します)及び当該カートの同乗者(以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します)は、カートの利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

第 3 条(運転の制限)

カートは、ゴルフ場施設以外で、利用運行することができません。

第 4 条(運転の資格)

- 1.運転者は、運転免許を有する方に限ります。
- 2.次の事由のある方は、運転者となることが出来ません。
 - (イ)運転免許証に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方
 - (ロ)酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方

第 2 章 注意事項

第 5 条(安全運転義務)

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようは速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

第 6 条(走行場所)

カートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所(フェアウェイ内等)で走行しないで下さい。

第 7 条(運転中の注意)

運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- 1.走行開始の際の注意事項
 - (イ)運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認してください
 - (ロ)発進は、必ず他の利用者が着座した上で、行ってください
- 2.走行の際の注意事項
 - (イ)カート用通路の走行に際し、走行法等(走行方法・走行速度・一旦停止等)の表示があるときは、これに従って運転してください。
 - (ロ)起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて他の利用者に声をかけるなどして、注意を促してください
- 3.停車等の際の注意事項
 - (イ)カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車しないで下さい
 - (ロ)カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ駐車装置(パーキング・ブレーキ)を確実にかけてください

第 3 章 その他

第 8 条(利用の中止等)

利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります

- 1.運転車に、運転車の資格のないことが判明したとき
- 2.利用者に、本約款あるいはクラブ規約その他の規則に反する行為があったとき

第 9 条(事故の場合の責任等)

運転者は、カートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設(カート、その他の施設内の物品を含む)に損傷を及ぼす事故(以下「カート事故」という)を生じた場合には、被害者及びゴルフ場施設に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。

【付則】 本約款の施行日は平成 29 年 10 月 5 日といたします。

第 15 条(退避および退避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組プレイヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

第 16 条(ホール・アウト後の退却)

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

第 17 条(雷鳴による退避案内があった場合)

雷鳴による退避案内があった場合にはただちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。

第 18 条(火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内の火気使用場所は所定の場所以外は厳禁といたします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

第 19 条(違反の場合の責任)

利用者が第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条に違反し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条に違反し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償を負いません。

第 20 条(プレー終了後のクラブの確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について、当クラブは責任を負いません。

第 21 条(浴室の利用)

当クラブでは次の方の入浴をお断わりしております。

1. 泥酔されている方
2. 刺青・タトゥーのある方
3. 感染症の病気にかかっている方

第 22 条(施設に損害を与えた場合)

利用者の故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

第 23 条(施設により損害あるいは傷害を受けた場合)

通常設置してある施設により利用者の故意あるいは過失により損害を受けた場合、当クラブは一切の損害賠償の責任は負いません。

第 24 条(施設の持ち込み品)

施設内に下記のものを持ち込むことをお断わりいたします。

1. 動物のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 発火、爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの

第 25 条(行為の禁止)

施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告の行為
3. 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合は除く)
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感をあたえる行為
5. ハウス内での持ち込みによる飲食
6. マナーを逸脱した携帯電話の使用行為

第 26 条(宅急便の取扱い)

利用者がゴルフクラブ等を宅急便にて当クラブに送られる場合は、あらかじめ当クラブに予約されている場合に限りお引き受けいたします。ただし、ゴルフクラブ等の本数不足、損傷、盗難等につきましては、当クラブは一切の責任を負いません。

【付則】 本約款の施行日は平成 29 年 10 月 5 日といたします。